

緊急事態への対応

次のいずれかの場合、授業は休講となります。休講となる時限については、下図を参考にしてください。

交通機関が不通になったとき

- (1) 事故や台風等で、小田急線「玉川学園前」駅を含む区間が不通となった場合
- (2) 次のいずれかの交通機関がストライキを決定した場合
 - ① 小田急電鉄
 - ② 首都圏JR東日本
 - ③ 大手私鉄およびバス、地下鉄のほぼ全面にわたるストライキ

■授業開始の基準

《午前6時までに運転が再開されたとき》

授業は平常通り実施

《午前6時以降9時までの間に運転が再開されたとき》 当日の授業は5時限目より開始

1限	2限	3限	4限	5限	6限	7限	8限	9限	10限
←	休講		→	←		授業		→	

《午前9時以降11時までの間に運転が再開されたとき》 当日の授業は7時限目より開始

1限	2限	3限	4限	5限	6限	7限	8限	9限	10限
←		休講		→	←	授業		→	

《午前11時以降に運転が再開されたとき》 当日の授業はすべて休講

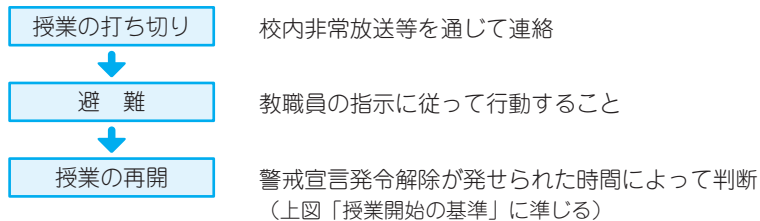
1限	2限	3限	4限	5限	6限	7限	8限	9限	10限
←				休講					→

※授業が休講となる範囲外で通学区間の交通機関がストライキ・事故・台風等で不通となり、通学が困難となった場合は、上図の「休講」の時間帯が「公欠」になります。

欠席の手続き p.41

地震予知情報または警戒宣言が発せられたとき

授業時間帯に地震予知情報または警戒宣言が発令され、その情報が正確な情報であると確認できた場合は、次のとおり臨時措置をとります。



その他、臨時措置による休講

台風の接近などにより、安全確保を目的に臨時措置として授業を休講にする場合があります。連絡は、校内放送・掲示・ホームページなどで行います。